

建指第 1349 号  
令和 6 年 12 月 12 日

受付

24.12.12

茨城県建築士会

写

一般社団法人茨城県建築士会 会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

茨城県建築基準法等施行細則の一部改正について

茨城県建築基準法等施行細則（昭和 45 年 3 月 9 日茨城県規則第 9 号）の一部を、別添のとおり改正しましたので通知します。

担当  
茨城県土木部都市局建築指導課  
建築G 市村  
TEL:029-301-4727



## 茨城県建築基準法等施行細則の一部改正の概要

### 1 改正理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正をするもの

### 2 改正内容

#### (1) 計画通知に係る添付書類の指定<第 3 条及び第 20 条>

法の改正により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物について、指定確認検査機関による審査・検査等が可能となったことに伴い、新たに計画通知の添付書類を指定する。

#### (2) 建築副主事の追加<第 3 条の 3 及び様式第 3 号>

法の改正により、建築副主事（確認等事務のうち大規模建築物に係るもの以外をつかさどる者）が創設されたことに伴い、書面の届出先に建築副主事を追加する。

#### (3) 特定建築設備等に係る定期報告の時期の見直し<第 6 条>

建築物所有者（管理者）による定期報告手続の合理化のため、建築物の防火設備の検査結果に係る定期報告の時期を建築物本体に係る定期報告の時期と統一する。

#### (4) その他所要の改正

ア 引用条項の移動

イ 事務実態を踏まえた提出書類等の見直し

ウ 様式の追加及び記載事項の明確化

### 3 施行日

令和 6 年 12 月 12 日（防火設備の報告期間の変更及び 3 月以内の検査に基づいて報告しなければならない旨の規定については令和 7 年 1 月 1 日から施行）

(参考別紙)

対象条項	改正内容
第3条	・計画通知に添付する図書が確認申請と同様であることを明確化
第3条の2	・火災、水害、がけ崩れが手数料免除の対象となることを明確化
第3条の3	・建築副主事を追加し、その他文言を整理
第4条 第4条の2	・文言を整理
第5条	・配置図を添付図書に追加（建築物定期報告）
第6条	・特定建築設備等に係る定期報告の時期を以下のとおり変更 ①エレベーター等 毎年3月1日～3月31日まで又は毎年検査済証の交付日の属する月の初日から末日まで ②小荷物専用昇降機 毎年5月1日～5月31日まで又は毎年検査済証の交付日の属する月の初日から末日まで ③防火設備 毎年7月1日～12月28日まで（建築物と同じ時期） ・報告日の前3カ月以内に検査した結果に基づくことを規定 ・防火設備の添付図書に付近見取り図と配置図を規定
第9条	・様式第10号を申請図と承諾書の2枚に分割（道路位置指定申請）
第16条の2	・文言を整理
第18条の2	・基準は、各号のいずれかを満たすことで足りることを明確化
第20条	・指定確認検査機関への適用に計画通知を追加
付則	・防火設備の定期報告（第6条関係）について、令和7年中は従前の時期としても良いとする経過措置を規定
様式第1号	・記載事項を整理
様式第3号	・建築副主事を追加
様式第5号	・記載事項について、確認申請書との整合を図った
様式第7号 様式第8号	・文言を整理
様式第9号	・道路幅員の有効幅員の記載を追加
様式第10号 様式第10号の2	・様式第10号を申請図と承諾書の2枚に分割
様式第16号	・記載事項を整理
様式第17号 様式第18号 様式第19号	・申請者の電話番号を追加

※防火設備の報告期間の変更及び3月以内の検査に基づいて報告しなければならない旨の規定については令和7年1月1日から施行

防火設備の定期検査報告に係る報告期間の変更に係る経過措置について<第6条関係補足>

**【令和7年中に限り、経過措置として以下の区分に応じた期間に報告できます。】**

- ・平成28年6月1日に現に存するもの又は防火設備等の設置者若しくは築造主が建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日が平成29年5月31日以前の場合  
→ 令和7年5月1日から同月31日まで又は令和7年7月1日から同年12月28日まで
- ・検査済証の交付を受けた日が平成29年6月1日以降の場合  
→ 検査済証の交付を受けた月の初日から末日まで又は令和7年7月1日から同年12月28日まで

令和7年

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
時期							変更後の報告期間					
	H29.5.31以前に検査済証の交付を受けたもの 5月中に提出可能											
	H29.6.1以降に検査済証の交付を受けたもの 検査済証の交付を受けた月に提出可能											

**【令和8年からは全ての物件が7月1日から12月28日までに報告することとなります。】**

令和8年

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
時期							この期間のみ提出可能					

計画通知の指定確認検査機関による審査・検査等について<第3条及び第20条関係>

**国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用（建築基準法）**

**現行**

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築許可の発給及び、工事の完了する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に提出しなければならない。

**支障**

○老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により**計画通知が増増した場合には、建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となる。**

※ 従日本大震災により、宮城県及び福島県では例年の3割に増加(平成26年)。

施行日 公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日

↓

**見直し後**

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○

**効果**

○円滑な審査・検査等が可能となる。

○建築主事の業務負担が軽減されることで、審査業務以外の業務(監査・違反是正・処分等)にも注力可能に。

建築副主事の創設について<第3条の3及び様式第3号関連>

建築基準適合判定資格者検定制度の見直し(第13次地方分権一括法案(令和5年3月3日閣議決定))

資料4

建築主事等の継続的かつ安定的な確保を図るため、建築基準適合判定資格者検定制度について以下の見直しを行う。

①受検資格として定められている実務経験を登録要件とする ⇨ 審査経験がない者も受検可能

②二級建築基準適合判定資格者検定制度を創設する ⇨ 小規模な建築物に特化した審査資格者(二級主事)の創設

: 改正部分

○建築基準適合判定資格者検定制度

受検要件	登録要件	資格者名称	業務範囲
一級建築士試験合格者 + 実務経験	適判検定合格	建築主事 (行政) 確認検査員 (民間)	全ての建築物

○一級建築基準適合判定資格者検定制度(建築主事)

受検要件	登録要件	資格者名称	業務範囲
一級建築士試験合格者	適判検定合格 + 実務経験*	建築主事 (行政) 確認検査員 (民間)	全ての建築物

○二級建築基準適合判定資格者検定制度(建築副主事)

受検要件	登録要件	資格者名称	業務範囲
一級建築士試験合格者 二級建築士試験合格者	適判検定合格 + 実務経験*	建築副主事 (行政) 副確認検査員 (民間)	小規模な建築物

\*実務経験は、受検の前後も問わずカウント可能

令和6年6月28日に検定実施予定

**定期報告制度**(法第6条・法第12条第1項・第3項)

- 建築基準法第12条においては、①建築物、②建築設備(給排水設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置)、③昇降機等、④防火設備について、経年劣化などの状況を定期的に調査・検査する制度が設けられている。
- 具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、(1) 専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ、(2) その結果を特定行政庁へ報告することを定めている。

**【定期報告制度の概要】**

**【報告対象の建築物等】**

- ・国が法令で指定する
  - ①建築物、②建築設備、
  - ③昇降機等、④防火設備
- ・特定行政庁が指定する
  - ①建築物、②建築設備、
  - ③昇降機、④防火設備

**【報告手続きの流れ】**



- 専門技術を有する資格者
  - ・一級建築士
  - ・二級建築士
  - ・法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者
  - (特定建築物検査員、建築設備検査員、昇降機等検査員、防火設備検査員)

**【定期報告制度の調査対象及び調査内容等】**

	調査対象(※)	調査/検査の内容	特定行政庁への報告時期
建築物	・劇場、物販店等など、不特定多数の者が利用する建築物 ・病院、老人ホームなど、自力避難困難者が気圧利用する建築物	外壁のタイルに剥落がないか等について、目視、打診等により調査	おおむね半年から3年の間で特定行政庁の定める時期
建築設備	・給排水設備 ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用の照明装置	機械換気設備の換気量が適切か、排煙設備が適切に作動するか等について目視、作動確認、機器測定等により検査	
昇降機等	・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機(フロアタイプ) ・遊戯施設	ブレーキパッドや主索が摩耗していないか等について、目視、作動確認、機器測定等により検査	おおむね半年から1年の間で特定行政庁の定める時期
防火設備	・随時閉鎖式の防火戸	防火戸が正常に閉鎖すること等について、目視、作動確認、機器測定等により検査	

※その他、特定行政庁が指定する建築物及び建築設備等も調査対象となる。



茨城県規則第 79 号

茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 12 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

茨城県建築基準法等施行細則（昭和 45 年茨城県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「申請書」の次に「等」を加え、「には、当該確認の申請書」を「又は法第 18 条第 2 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知（以下この項において「確認の申請書等」という。）」に改め、「ときは」の次に「、当該確認の申請書等に」を加え、同条の表中「(床面積)を「(その用途に供する部分の床面積)」に、「自動車車庫及び」を「自動車車庫又は」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項中「その他の」を「その他」に改める。

第 3 条の 3 中「建築主事」の次に「若しくは建築副主事」を加え、「承認」を「許可」に改める。

第 4 条第 1 項中「申請」の次に「又は通知（以下この条及び次条において「確認の申請等」という。）」を加え、「当該確認」を「当該確認の申請等」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項中「申請」の次に「等」を、「当該確認」の次に「の申請等」を加える。

第 5 条第 2 項の表中「第 5 条第 15 項」を「第 5 条第 17 項」に改め、同条第 4 項中「及び付近見取図」を「、付近見取図及び配置図」に改める。

第 6 条第 2 項中「時期に」を「期間内に」に改め、同項第 1 号中「工作物（以下）を「工作物（アにおいて）」に、「時期」を「期間」に改め、同号ア中「3 月 30 日」を「3 月 1 日から同月 31 日まで」に改め、同号イ中「末日」を「初日から末日まで」に改め、同項第 2 号中「防火設備又は」を削り、「以下「防火設備等」を「アにおいて「小荷物専用昇降機」に、「時期」を「期間」に改め、同号ア中「防火設備等の設置者若しくは築造主」を「小荷物専用昇降機の設置者」に、「平成 31 年以降、毎年 5 月 31 日」を「毎年 5 月 1 日から同月 31 日まで」に改め、同号イ中「末日」を「初日から末日まで」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 防火設備に係るもの 毎年 7 月 1 日から 12 月 28 日まで

第 6 条に次の 2 項を加える。

3 前項の定期報告は、報告の日前 3 月以内に実施した検査に基づき行わなければならない。

4 第 2 項第 3 号の定期報告に係る省令第 6 条第 4 項の規則で定める書類は、付近見取図及び配置図とする。

第 8 条第 1 項中「承認」を「認定」に改める。

第 9 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 道路の敷地となる土地及びその土地にある建物の最近の登記事項証明書並びに当該土地の公図の写し

第 9 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 道路の敷地となる土地の所有者等の承諾書（様式第 10 号の 2）

第 12 条第 1 項の表の 2 の項から 4 の項までの規定中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項若しくは第 4 項各号」に改め、同条第 2 項の表配置図の項中「第 138 条第 3 項第 2 号ハ」を「第 138 条第 4 項第 2 号ハ」に改め、同表工場調書（様式第 1 号）の項中「第 138 条第 3 項第 1 号」を



「第138条第4項第1号」に改める。

第16条の3中「第32条第1項」を「第32条第1項第1号」に改める。

第18条の2中「とおりに」を「各号のいずれかに該当すること」に改める。

第20条中「第6条の2」を「第6条の2第1項」に、「及び法第7条の2の規定による完了検査」を「法第7条の2第1項の規定による検査、法第18条第4項の規定による通知及び同条第23項の規定による検査」に改める。

第22条中「第11条の4第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

様式第1号中

「

市 町 村	工場調書			地域
	※調査年月日			地区
所在地				
市		町		
郡		村		

を

」

「

工場調書				
所在地				
市		町		
郡		村		
用途規制に係る地域・地区等				

に、

」

「※印欄は記入しないこと。」を「「危険物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第4号に掲げる危険物をいう。」に改める。

様式第3号中 「茨城県知事 殿 を 茨城県知事 殿 に改める。  
建築主事 殿 建築（副）主事 殿

様式第5号中

「

」

工事 施 工 者	建築業の許可番号	
	住所	
	氏名	
	工事現場責任者の資格	
	住所	
変更前 工 事 施 工 者	建築業の許可番号	
	住所	
	氏名	
	工事現場責任者の資格	
	住所	

を

工 事 施 工 者	氏名	
	営業所名	
	建設業許可番号	( ) 第 号
	郵便番号	
	所在地	
変 更 前 工 事 施 工 者	氏名	
	営業所名	
	建設業許可番号	( ) 第 号
	郵便番号	
	所在地	

に

改める。

様式第7号及び様式第8号中「承認」を「認定」に改める。

様式第9号中 「幅員」を「道路幅員  
(有効幅員)」に、

「注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「6申請道路」欄は、小数点以下2位まで記入すること。

を

3 「7道路の標示方法」欄は、「コンクリート側溝」等と具体的に記入すること。」

「(注意)

に

- 1 ※印欄は，記入しないこと。
- 2 「6 申請道路」欄は，小数点以下第2位まで記入すること。
- 3 道路幅員と有効幅員が異なる場合は，括弧書きで有効幅員を記入すること。
- 4 「7 道路の標示方法」欄は，「コンクリート側溝」等と具体的に記入すること。

改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第 10 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第10号の2（第9条）

道路の敷地となる土地の所有者等の承諾書

※ 指定年月日	年 月 日
※ 告示番号	第 号

承 諾 書	別紙図面のおり道路位置の 指定 変更 廃止 を承諾いたします。			申請者住所氏名		
	申請者 殿					
	年 月 日	権利別	地 名 地 番	住 所	印	
				氏 名		
備 考						

(注意)

- 1 「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。
- 2 指定後の道路を管理する者について、「権利別」欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾を受けること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 16 号を次のように改める。

様式第16号 (第16条)

不適合建築物等報告書

茨城県建築基準法等施行細則第16条の規定により報告します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 茨城県知事 殿 <div style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話番号</div>				
1 所有者, 管理者又は占有者の住所氏名				
2 建築物概要	所在地			
	主要用途			
	延べ面積	m <sup>2</sup>	高さ	m
	階数	階	構造	造
3 不適合事項	不適合条項	第 条第 項第 号	基準時	年 月 日
内容				
※ 受付欄		※ 備考		

- (注) (1) ※印欄は, 記入しないでください。  
 (2) 1 欄は, 代理人による申請の場合に記入してください。  
 (3) 3 欄の基準時は, 最初に不適合となった日付を記入してください。

様式第 17 号中「氏名」を「氏名  
電話番号」に改め、「検査済証交付の概要（通）」を削る。

様式第 18 号及び様式第 19 号中「氏名」を「氏名  
電話番号」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項第 2 号の改正規定（同号イの改正規定を除く。）及び同項に 1 号を加える改正規定並びに次項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から令和 7 年 12 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の茨城県建築基準法等施行細則第 6 条第 2 項第 3 号の適用については、同号中「毎年 7 月 1 日から 12 月 28 日まで」とあるのは「平成 28 年 6 月 1 日に現に存するもの場合又は防火設備の設置者が法第 7 条第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた日（以下「交付日」という。）が平成 29 年 5 月 31 日以前である場合にあつては令和 7 年 5 月 1 日から同月 31 日まで又は令和 7 年 7 月 1 日から同年 12 月 28 日まで、交付日が平成 29 年 6 月 1 日以後である場合にあつては令和 7 年 7 月 1 日から同年 12 月 28 日まで（交付日の属する月が 1 月から 6 月までのいずれかの月である場合は令和 7 年におけるその月に応ずる月の初日から末日まで）」とする。
- 3 この規則による改正前の茨城県建築基準法等施行細則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。